

平成 28 年度 大阪広域水道企業団第 1 回首長会議 議事概要

日 時：平成 29 年 1 月 27 日（金） 16：15～17：00

場 所：大阪国際会議場 12 階 特別会議場

出席者：出席者名簿のとおり

【議事概要】

1. 報告事項

(1) 平成 29 年度当初予算案等について

(3 団体との統合に係る条例案及び平成 29 年度当初予算案等)

議 長： 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

皆様本日は公務ご多忙のなか、当企業団の首長会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には日頃より、当企業団の運営に当たり、色々ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本日の会議は、限られた時間でございますので、皆様方におかれましては、円滑な議事運営のため、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

お手元にお配りいたしております次第の順序に従いまして、会議を進行させていただきます。本日は報告事項のみ 2 件となっております。まず、1 件目の報告事項でございます「平成 29 年度当初予算案等」につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局： 経営管理部財務課長の横山でございます。私から平成 29 年度当初予算概要について説明させていただきます。失礼でございますが座って説明させていただきます。資料 1-1 をご覧ください。それぞれの表に数字が縦三段書きになっておりますが、上から 29 年度当初予算額、28 年度当初予算額、28 年度最終予算額となっており、以降も同様でございます。まず、水道事業会計のうち従来から企業団が運営している水道用水供給事業でございます。当初予算額 815 億 4 百万円。前年度当初予算と比べ、表の下に記載のとおり 76 百万円の減少でございます。全体としては、前年度と同程度予算となっておりますが、表の下に示しておりますとおり、補修工事や丹生ダムの負担金、建設受託工事費等が増加する一方で、動力費や減価償却費、企業債償還金が減少するものと見込んでおります。その結果、一番下に記載している 29 年度の単年度損益は 19 億 21 百万円の黒字を見込んでおります。

2 ページをお開きください。水道用水供給事業の主要事業の概要でございます。事業名欄のローマ数字の I 安定供給に向けた取り組みといたしまして、改良更新事業を進めるための費用 259 億 48 百万円を計上しております。主な事業の内容でございますが、施設の耐震化や老朽施設の更新、供給系統の二重化等受水市町村への安定供給を維持し、災害に強い水道施設の整備を進めるもので、(1) 震災対策といたしまして、藤井寺ポンプ場から泉北浄水池にかけたバイパス送水管や庭窪、万博間の連絡管の整備をはじめ、水管橋の耐震化等の費用として 155 億 48 百万円。

(2) 安定化対策として、千里幹線のバイパス管や河南連絡管の布設、阪南・岬バイパス管の整備、受水分岐の2系統化等市町村水道との連携を強化するほか、庭窪浄水場の後ろ過施設の整備等 72 億 7 百万円。

3 ページにまいりまして、(3) 老朽化対策として、村野浄水場の階層系オゾン設備更新等 17 億 35 百万円を計上しております。また、災害対策として、企業団の各施設に応急給水袋を配備するため 14 百万円を計上しております。

次にローマ数字のⅡ安全・安心で良質な水の供給に向けた取り組みといたしまして、新たな水処理課題に対応するため、庭窪浄水場の後ろ過施設の築造や整備等 35 億 94 百万円を計上しております。また、受水市町村との水質共同検査、河南水質管理ステーションの運営や利き水会、出かける浄水場事業等につきましても、引き続き実施してまいります。

続きまして、4 ページをお開きください。Ⅲ持続可能な事業運営の取組みでございます。広域的な事業運営の費用として 10 億 10 百万円を計上しております。

(1) 広域化の調査検討でございますが、新たに統合協議を行う団体との検討費用等 30 百万円。また、例年どおり、災害用備蓄水の共同製作や市町村との連携拡大に向けた事業として、3 市町との個別受託の工事を継続するとともに、水平連携を支援する取組として、千里浄水池内に建設する共同ポンプ場築造工事に着手いたします。

次にスリムな組織をめざし、業務の効率化を図るため、引続き、庭窪浄水場等での運転管理業務委託や総務業務センターの運営を実施することとしております。

Ⅳ環境保全に関しては、浄水発生土の有効活用の推進や、PCB 廃棄物の処理費用等の費用を、Ⅴ国際貢献については、例年どおり、タイ王国との技術交流に関する費用を計上しています。

5 ページには、水道用水供給事業主要事業の概略図を添付いたしておりますので、後程ご覧ください。

次の 7 ページから 9 ページにつきましては、平成 29 年度から新たに企業団の事業となります、四條畷水道事業等の予算でございますが、この後の 3 団体の統合関連の中で、説明させていただきます。

申し訳ございませんが、続きまして、11 ページをお開きください。工業用水道事業会計でございます。予算額 138 億 20 百万円。前年度当初予算と比べて 12 億 63 百万円の増加となっております。増加の主な要因は、修繕費及び第 3 期中期整備事業計画に基づく増補改良費の増加によるものでございます。その結果、一番下に記載の平成 29 年度の単年度損益は、8 億 33 百万円の黒字と見込んでおります。

次に 12 ページをお開きください。工業用水道事業の主要事業の概要でございます。Ⅰ安定供給の費用として、改良更新事業について、産業基盤施設としての役割を果たすため、震災対策、安定化対策、老朽化対策のために 33 億 20 百万円を計上しております。

(1) の震災対策については、八尾市新家から堺市大泉緑地間、堺市臨海の丘から高石市間のバイパス配水管の整備や府内各地の水管橋の耐震化等 4 億 81 百万円。

(2) 安全化対策として、配水管布設や連絡管布設のための実施設計の費用として13億69百万円。

(3) 老朽化対策は、漏水事故の対策として、配水管更新や大庭浄水場の調整池及び配水ポンプ施設の更新工事等を進める費用として11億98百万円を計上しております。

13 ページに工業用水道事業の主要事業の概略図を、15 ページ以降には、予算案の概要に記載の事業の内、主要な3事業について、詳細に記載したものを添付しておりますので、後程ご覧ください。従来からの企業団の予算の概要につきましては、以上でございます。

議 長： はい。それでは、資料1-2についてご説明をお願いします。

事 務 局： 事業管理部事業推進課参事の徳本でございます。私からは、資料1-2によりまして、大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議についてご報告させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

四條畷市・太子町・千早赤阪村3団体の水道事業につきましては、来年度から、企業団が運営することに伴い、新たに制定する条例や、水道事業予算について2月定例会においてご審議いただくこととしており、本日の首長会議においても、お時間を頂戴し、3団体とのこれまでの取組み経過や制定する条例、水道事業当初予算案等について、ご報告させていただきます。

まずは、これまでの取組み経過及び今後のスケジュールといたしまして、平成26年4月に、「水道事業統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結し、この覚書に定める平成29年度の事業開始に向け、検討協議をスタートさせました。

平成27年3月には、企業団全員協議会において企業団と統合しない場合と、する場合のそれぞれの施設整備計画及び経営計画を策定し、比較を行ったうえで統合効果等についての中間報告を行いました。

平成27年7月には、首長会議におきまして、企業団と3団体が統合した場合の将来の経営状況、事業運営体制及び統合の効果等をまとめました「統合案」が承認されました。

続きまして、企業団規約の変更に関しましては、9月に統合する3団体の議会において先行して審議、可決し、12月には、その他39の構成団体の議会においても審議、可決されましたことによりまして、平成28年1月に大阪府知事より、企業団規約の一部変更許可を得たところであります。

同月に、企業長と3団体の首長が「水道事業の統合に関する基本協定」の締結を行ったことを受けまして、平成28年度当初からは、給水条例等の規程整備、人事・給与、財務、危機管理対策等の具体的な検討を実施し、特に、これらに関して3団体との取決め事項や、引き継ぐべき事項について、統合後の事業が円滑に実施できるよう「水道事業統合に係る申合せ書」を運営協議会において審議、了承いただきながら策定作業を進めてまいりました。また、大阪府においては、9月に議会で「大阪府広域的な

道整備計画」の改定について同意を得たところであります。

3団体の議会において、水道事業廃止条例が、千早赤阪村では平成28年3月の議会、四條畷市と太子町では12月の議会において可決されたことを受けまして、現在、企業団において水道事業の創設認可の申請作業を進めているところであります。

平成29年2月の企業団議会に、この後説明させていただきます、水道事業の統合に伴う関係条例の制定等及び平成29年度水道事業当初予算案等を上程することとしており、3月には、「水道事業統合に係る申合せ」を企業長と3団体のそれぞれの首長との間で締結し、平成29年4月から、それぞれの水道事業の運営を開始することとしております。これまでの取組み、経過については以上でございます。

次に水道事業の統合に伴う関係条例の制定等について担当課長より報告をさせていただきます。

議長： はい。ありがとうございます。次よろしく申し上げます。

事務局： 経営管理部企画課長の松本でございます。私の方から、水道事業の統合に伴います関係条例の制定等について説明させていただきます。失礼ですが座って説明をさせていただきます。

同じ資料の2ページをご覧ください。水道事業の統合にあわせまして、「債権の管理に関する条例」「水道事業給水条例」この2本の条例を新たに制定するとともに、「水道企業条例」をはじめ計15本の条例を改正するものでございます。

「内容」欄の左の表をご覧ください。まず①の「債権の管理に関する条例」ですが、これは債権管理のより一層の適正を期するため、その管理に関する事務について、必要な事項を定めるものでございます。内容といたしましては、企業団の保有するすべての債権に係る回収等の手続き、例えば、徴収停止や履行期限の延長等の要件や手続き、これを地方自治法等の規程に基づき定めるものでございます。

また、債権放棄の基準を定めまして、議会の議決によらず、企業長が債権放棄できる旨を定めるものございまして、議会へは事後報告といたします。これは、現在企業団には「債権放棄」の規程はございませんが、4月から行います水道事業におきましては、破産や居所不明等により水道料金の回収が困難となるケースが多数発生することが見込まれるため、構成団体の条例を参考に一定の基準を設けまして、債権放棄が出来るよう規定を置くものでございます。

次に②の「水道事業給水条例」でございますが、これは水道事業の給水についての料金等の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものでございます。

本条例のポイントでございますが、条例は、3つの水道事業ごとに個別の給水条例を定めるのではなく、企業団として一本化して制定するものでございます。また、水道料金など住民等の負担となる費用につきましては、3団体の現行の金額をそのまま引き継ぐこととしております。

次に改正条例についてご説明します。右の表をご覧ください。まず、地方公営企業法の規定に基づきまして、「水道企業条例」いわゆる地方公営企業設置条例でございま

すけれども、四條堰水道事業、太子水道事業、千早赤阪村水道事業を設置する旨の規定を追加するものでございます。また、その他に、統合前の3団体の水道事業においてなされた行政処分等の行為を引き継ぐための経過措置を設ける等、所要の改正を行うものでございます。

経過措置の一例としましては、3団体で実施された情報公開請求に対する、例えば非公開決定等の処分を企業団に引き継ぎまして、住民が企業団に対して審査請求することが出来るよう経過措置を設けることや、育児休業を取得している3団体の職員が企業団に身分移管する場合には、その育児休業の承認の効力を企業団に引き継ぐための経過措置等を設けるものでございます。

改正を行う15本の条例は、記載のとおりでございます。なお、施行日は、平成29年4月1日を予定しております。条例関係は以上でございますけれども、次に予算について担当課長から説明いたします。

議長： はい。それでは財務課長お願いします。

事務局： 引き続き、事業統合に伴い平成29年度から新たに加わる3事業の会計について、説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

資料1-2の3ページをご覧ください。

企業団の会計は、従来から水道事業会計及び工業用水道事業会計で成り立っておりますが、事業統合に伴いまして、平成29年度から水道事業会計の中に新たに四條堰水道事業、太子水道事業、千早赤阪水道事業を置くものでございます。これは、各水道事業ごとに料金を算定する必要があることから、3水道事業それぞれに経営を管理するために予算編成及び決算調整をさせていただき、3水道事業の連結値を市町村域水道事業とするものでございます。

引き続き予算の内容について説明させていただきます。申し訳ございませんが、資料を戻っていただきまして、資料1-1の7ページをお開きください。

上の表の予算額欄と下の表の事業費欄の数値については、市町村域水道事業の費用として、3つの水道事業の合計額を示しております。

まず、市町村域水道事業の予算額25億31百万円。3市町村の前年度当初予算合計額と比較すると87.1%、金額にして3億75百万円の減少となっております。

各水道事業の状況につきましては、下の表の主な内容欄に記載のとおりでございますが、四條堰をご覧くださいと、収益は有収水量577万立方メートル、営業収益11億65百万円等、費用は、減価償却費、動力費等の営業費用が12億25百万円等、資本的収入は企業債が1億円、広域化事業等の交付金20百万円等、資本的支出は、建設改良費2億22百万円等となっております。なお、資本的収入欄に記載の出資金、千早赤阪の66百万円は、厳しい経営状況を勘案した千早赤阪村一般会計からの出資でございます。

次に8ページをご覧ください。3水道事業の収益的収支、資本的収支の平成29年度当初予算と平成28年度当初予算、最終予算を一覧にしております。表の上2行の収益的収支につきましては、四條堰水道事業の収益が、退職給与金の一般会計負担等の41

百万円の減少、費用は前年並みでございます。太子水道事業は、収支とも前年並み、千早赤阪水道事業は、収支ともに15%ほど増加しておりますが、収益は、千早赤阪村一般会計からの補助金の増加でございます。費用は減価償却費の増加等でございます。下2行の資本的収支のうち、資本的支出は、3水道事業の合計で、前年度と比べ35%、4億円余りの減少となっておりますが、これは、統合事業の開始時期ということで、交付金対象期間の今後10年間の間に最大限に交付金を得られるように平成29年度は、施設更新等の資産本体に係る工事よりも設計業務等が中心となることから、工事費用は、減少しているものでございます。

なお、太子につきましては、平成28年度の事業費が少額であったことから前年度との比較では、増加しているという状況でございます。また、資本的収入の内、これら統合事業に関する交付金については、最大限の積算をしているところでございます。

引き続き9ページをご覧ください。3つの水道事業の主要事業の概要でございます。

まず、四條畷水道事業は、統合関連事業といたしまして、施設の最適配置を推進するため、中野ポンプ場の機能移転計画を策定する費用30百万円。改良更新事業として、主要幹線を中心に管路の耐震化や災害対策といたしまして給水栓の設置、老朽化対策として中央ポンプ場等の水道施設の更新費用1億39百万円を計上しております。

次に太子水道事業は、統合関連事業として、施設の安定化のため、板屋橋浄水場の設備更新やテレメータ盤更新、管路整備工事の費用やポンプ設備の更新費用として、1億55百万円を計上しております。

千早赤阪水道事業は、統合関連事業として、浄水場等の基幹施設や管路の耐震化、施設更新を推進するため、村内のループ施設構築や監視制御設備の更新工事の費用といたしまして92百万円を計上しております。以上が新たな3水道事業の予算概要の説明でございます。

議長： はい。ありがとうございます。非常に多岐に渡って説明していただきました。今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

<意見なし>

議長： よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の件につきましては、案のとおり2月15日に開催される予定の企業団議会2月定例会へ提出させていただきます。

これまで構成団体の皆さま方と広域化に向けた様々な取組みを進めさせていただいた結果、このような形で3団体との統合に結び付けることができたところでございます。今後7団体、さらにその先と、府域一水道の実現に向けて、皆さま方とともに取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に報告事項の2件目である「その他」に移らせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、3団体との統合に加えまして、現在、7団体とも平成31

年度からの統合に向けまして、検討、協議をさせていただいているところでございます。

統合を行うにあたっての大きなメリットのひとつである、国からの交付金につきまして、その制度拡充に向けた企業団の取組みについてご報告させていただきたいと思っております。

併せまして、企業団設立後、新たに首長となられた方もいらっしゃいますことから、また、先日の新聞報道におきまして、一部誤解が生じかねない表現も含まれておりましたことから、改めて「企業団と大阪市との統合協議のこれまでの経過等」につきまして、この場でご確認させていただきたいと思っております。

それではまず、「統合に係る交付金制度拡充についての要望活動の状況」につきまして、事務局より説明をお願いします。

(2) その他

① 統合に係る交付金制度拡充についての要望活動の状況について

事務局： 経営管理部広域連携課長の辻でございます。それでは私の方から、交付金制度拡充に伴う塩崎厚生労働大臣への要望書の提出につきまして、説明させていただきます。失礼ではございますが、座って説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

この要望につきましては、統合の大きな定量的メリットであります交付金につきまして、以前は耐用年数を経過した全ての水道施設の更新・改修が交付対象でありましたが、連絡管等や集中監視設備の整備等、対象事業が限定されまして、メリットが減少する中で、交付金制度の拡充を要望するもので、昨年12月15日塩崎厚生労働大臣に対しまして、水道事業の広域化に資する施設整備に関する補助制度でございます生活基盤施設耐震化等交付金制度のさらなる拡充の要望をご覧のように大臣室において行いました。

当日は竹山企業長のほか、和田忠岡町長、松本千早赤阪村長ら10団体の代表、そして中山衆議院議員にもご同席いただき、塩崎大臣に対し別添資料の要望書を手交しました。その際、竹山企業長から、「広域化に係る補助制度の変更に伴い連絡管の整備等に交付対象が限定され、水道施設の更新には十分活用できない状況となっており、以前の国庫補助金に比べ交付額で大幅な減少となっている」旨、また、「老朽化対策が進まず、安全・安心な命の水を住民に安定して届け続けることに支障が出かねない。府域一水道の実現に向けた統合を促進し、老朽化した水道施設の更新等を進めるためには、広域化にかかる交付金制度については、耐用年数を経過したすべての水道施設の更新または改修を交付対象としてほしい」と、交付金制度の拡充を強く要望いただき、それに対し塩崎大臣からは「交付金にかかる問題点は認識した」という旨のお答えをいただいたところでございます。

企業団としては、今後もさまざまな機会を捉え、交付金制度の拡充に向け引き続き努めてまいりますので、ご協力の程よろしく願いいたします。

議 長： それでは、ただ今の件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

<意見なし>

議 長： よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。
続きまして、「企業団と大阪市との統合協議のこれまでの経過等」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

② 企業団と大阪市との統合協議のこれまでの経過等について

事務局： それでは引き続きまして私、広域連携課長の辻から企業団と大阪市との統合協議の経過につきまして説明させていただきます。座って説明させていただきます。
資料 2-2 をご覧ください。

企業団と大阪市との統合協議につきましては、平成 24 年 1 月の 42 市町村の首長会議により、水道事業統合検討委員会、こちらにつきましては企業長である竹山堺市長を委員長とし、橋下前大阪市長ほか代表全 8 名の首長により構成された水道事業統合検討委員会を設置し、大阪市との水道事業統合に関しまして、検討、調整を行うことが確認され、2 月にその検討委員会が設置されまして、3 月の検討委員会では、府域一水道は中長期での議論として、まずは「企業団と大阪市との統合」について検討することを確認し、統合検討が本格的にスタートされました。

そして、8 月の検討委員会において、これまでの検討経過をまとめた「中間報告(案)」を議論していただく予定でしたが、橋下市長が「大阪市が統合を判断するには、一定期間内に市町村水道事業も統合する府域一水道の実現について、43 市町村長の方針確認が必要」と提案されまして、こちらについては、同 8 月の大阪府下全 43 市町村の首長会議において、府域一水道の期限を切るとの結論には至らなかったものの、今後、府域一水道について各市町村がどう考えているかを整理していくことを確認し、また、前回 8 月の検討委員会では、入り口論で中身が議論されなかった「中間報告(案)」こちらについて、この首長会議において「柴島浄水場の上系を廃止すること。用水供給事業会計と大阪市域水道事業会計との統合はしないこと、それから大阪市域水道事業で発現する統合メリットは 43 市町村で共有すること」こちらをベースに検討を進めていくこと等を確認しました。

そして、その府域一水道の期限を切ることにつきましては、10 月の検討委員会で、橋下市長からの新たな提案、こちらは、企業団が大阪市に提示した 3 つの統合条件、①資産は、負債を含めて無償で承継する。②技能職員は引き継がない。③外郭団体は引き継がない。この 3 条件について、企業団と統合する際の共通の条件・ルールとすることを 42 市町村長に確認いただけるのであれば、府域一水道の期限を切ることは求

めない。という内容でございまして、それを受け、大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について議論を開始するということとなりました。

2 ページをご覧ください。

そして平成 25 年 1 月の 42 市町村の首長会議におきまして、企業団が大阪市に提示した 3 つの統合条件を含め、4 つの条件、①資産は、負債を含めて無償で承継する。②技能職員は引き継がない。③外郭団体は引き継がない。④土地の利活用について、水道事業で使用しない土地の売却は企業団が実施するが、跡地利用の計画立案のイニシアティブは企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。この 4 点を企業団との統合する際の共通条件とすることとなり、現在も進めております 3 団体との統合につきましてもこの条件に従い統合を進めているところです。そして、2 月の検討委員会で「統合素案」を審議し、「大阪市域水道事業で発現する統合メリットは、全額を 43 市町村で共有すること。ただし、その使い道については継続協議とすること」等を確認し、同 2 月の 43 市町村の首長会議で「統合素案」について審議、全会一致で了承を得、4 月以降に統合メリットの使い道等について議論することを確認いたしました。

しかし、この「統合素案」に対しまして、大阪市会各会派から厳しい意見が出ていることを受け、橋下市長から「企業団も譲歩すべき」との統合のメリットについての活用につき発言が出され、4 月の検討委員会で、統合メリット全額を大阪市域水道事業で活用する旨「統合素案」を修正することが一定確認されました。そして、同 4 月の 43 市町村の首長会議におきまして、修正後の「統合素案」について審議され、全会一致で了承されました。そちらが別紙の統合案でございます。ただ、大阪市会 5 月定例会で、大阪維新の会を除く会派が「市民にメリットがない」として統合に関する議案に反対し、否決となり、7 月に 42 市町村と企業団で協議し、大阪市との統合協議は一旦中止することを決定した次第です。

以上が大阪市との統合協議の経過でございますけれども、別紙として参考に平成 25 年 4 月に 43 市町村の首長会議でご了承いただきました統合案も付けさせていただいておりますが、先ほどの協議経過でもご説明させていただきましたとおり、この統合案は橋下前大阪市長も入った 43 市町村の首長会議で全会一致で承認されたものでございまして、その内容につきましては、また後程ご覧いただきたいのですけれども、特に「1 施設配置・人員削減等の検討」でもありますように、将来平成 42 年度までの水需要を予測したなかで、施設のダウンサイジングとして、柴島浄水場の上系廃止等の施設の最適配置や組織のスリム化等を図りながら、「2. 経営シミュレーション」にも記載しておりますが、このシミュレーションにあたっては、企業団と大阪市水道の会計につきまして「会計分離」と「会計統合」の両パターンを検討し、用水供給部分を統合する「会計統合」では、大阪市域の値上げリスクや事業の財務悪化が生じるため、統合後も現在の事業形態を変えずに各会計を併存する「会計分離」のパターンを採用し、経営シミュレーションを策定しております。

この「会計分離」のパターンのシミュレーションでは、企業団、大阪市水道両事業とも平成 42 年度までは経営の健全性が保たれ、大阪市域の料金値上げにはつながらな

いとの結果も出ております。また、統合メリットにつきましても、経過でも説明させていただきましたが、統合案の「3 統合メリットの整理」にもございますように、大阪市域水道事業は、18年間で計221億円のコスト削減が見込まれておりますが、その221億円すべて、大阪市域水道事業で活用することとなっているということでございます。以上が経過説明でございます。

議長： はい、ありがとうございます。色々と誤解もあったようですが、今事務局から説明していただいたように、それが正しい経過ということでございます。それでは、ただ今の件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

八尾市長： はい、すいません。以前の首長会議でも申し上げたのですが、私はオール大阪で大阪市にも入って頂いて、企業団が成立していくことが非常に望ましいと思っております。たぶん今日42市町村長が来ていただいていると思いますが、皆様もそういう思いではないかと私は思っています。3市町村がこの4月から入り、7市町についても検討が進んでくる、また、今日の話の中ではですね、第三弾で入っていこうという思いの市町村もございます。八尾市でもいずれの時期かは明確にはできませんが、やはり統合に向けて議論を進めていかなければならないと思っております。そういった思いを大阪市長にも個人的にはお伝えをさせていただいたこともございます。そんなことを考えた時に42市町村総意の中で、再度大阪市が企業団との統合の検討に入っただく、あるいは議論に加わっていただくとそういったことをしっかりと要望していかなければならないと思っております。

単に口先でどうこうということではなく、できましたら42市町村総意で文章で確認をしながら、そういう要請をしていただければと思っておりますし、また大阪府というのは、広域行政でありますから、当然大阪府にもご協力をいただきながら、府域一水道を目指して、何か一歩でも前に進めるようにご協力をお願いしたいと考えております。できましたらそういう総意を皆様とともに共有をさせていただければ、ありがたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

<意見なし>

議長： ご意見・ご質問がないようですので、以上をもちまして、本日予定しておりました、本会での報告事項は全て終了いたしました。

本会を終えるに当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げます。本日は限られた時間の中ではありましたが、皆さま方のご協力を得て、円滑に議事進行を行うことができました。心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。